

平成22年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成22年11月4日(木)午前10時00分から

2 開催場所 14B会議室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

事務局 今回は、委員の改選が行われて最初の開催であるとともに、本年度最初の開催でもあります。ぜひとも忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、会長の選出及び職務代理者の指名の後、通信回線を使用してデータの伝送を行う事務が2件、監視カメラを使用した個人情報の収集が1件、合計3件の諮問案件について御審議いただきたいと思います。

それでは、しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。まず、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。

[事務局自己紹介]

(2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局 それでは次に、会長の選出及び職務代理者の指名に入らせていただきます。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第28条第1項により準用する第18条第1項に基づき、委員の互選によりこ

れを定めることとなっておりますので、委員の皆様には会長の互選をお願いしたいと思っております。どなたか御推薦があれば賜りたいと思っております。

C委員 前回はA委員にやっていただいたので、またA委員をお願いしたいと思っております。

事務局 よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

事務局 それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、A委員、会長席に御移動をお願いいたします。

[A委員、会長席に着く]

事務局 それでは、会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

会長 改めまして、会長に御選出いただきましたAです。前回に続きまして、皆様の御協力を得ながら円滑な議事進行に努めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次第によりますと、会長の選出の後に職務代理者の指名ということになっております。これは宇都宮市個人情報保護条例施行規則第28条第1項により準用する第18条第3項に基づき、会長が職務代理者を指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思っております。

それでは、前回に引き続きましてB委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会長 どうもありがとうございました。

B委員、よろしくをお願いいたします。

(3) 審議

会長 それでは、早速ですが、審議に入りたいと思っております。

先ほど事務局から御説明がありましたように案件が3件あります。順に実施機関の御説明をいただきまして、3件まとめて審議することになります。

まず、1件目の平成22年度諮問第1号「公金出納データの受渡し事務」について、実施機関から御説明をいただきたいと思っております。

[実施機関（経営企画課）による説明]

会長 ありがとうございました。

それでは、御説明のありました諮問の中身につきまして、御質問等があればお願いいたします。

単純な質問ですが、効果の(1)で「盗難、紛失等のリスクを回避」ということが挙げられていますが、これまでのやり方で盗難、紛失等はあったのでしょうか。

実施機関 特にありません。

会 長 より安全を期するという考えでよろしいのでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 それと、他市の状況の(2)で、まず「企業会計」というものがよく分からないので御説明していただきたいと思います。また、39市中11市、ほぼ3分の1が実施済みということですが、3分の2がまだ実施していないことについては、どのような理由が考えられるのでしょうか。

実施機関 まず、1点目の企業会計については、公営企業法において水道事業に適用することとなっている会計のことです。

それから、2点目の39市中3分の2が未実施ということについては、フロッピーディスクを用いているからであって、今後は通信回線によるデータ伝送に移行するものと考えております。

会 長 分かりました。ありがとうございます。ほかに御質問はありますか。

E委員 工事代金の支払や水道料金の還付等に係るデータが対象ということですが、工事代金は、上下水道局が行っているすべての工事を含んでいるのですか。

実施機関 はい、そうです。

B委員 データの受渡しの内容について、工事代金の支払や水道料金の還付等に係るデータと書いてあるのですが、水道料金の支払についてのデータなどは、含まれていないのですか。

実施機関 入っておりません。あくまでも水道局から支払うお金のデータですので、お客様から頂くお金は含まれておりません。

B委員 水道料金の支払についてのデータの受渡しも、このような形で電算化することを念頭に置いているのですか。

実施機関 水道料金の支払については、収納取扱機関である市内23の銀行のうち18行において、既に通信回線を用いて口座引落しの情報を受け取っており

ます。

会 長 工事代金の支払や水道料金の還付以外で諮問に含まれるデータは、どのようなものがありますか。

実施機関 職員が研修を受けた場合の研修料や職員の出張旅費などがあります。

E委員 初歩的な質問ですが、効果の(1)の2行目に「データ伝送」とあるのですが、「データ伝送」の「伝」という字は、電話回線で送信するので電気の「電」という字ではないのですか。

実施機関 後ほど確認いたします。

会 長 ほかにはいかがですか。

[「なし」と言う人あり]

会 長 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

[実施機関（経営企画課）退室]

会 長 次に、2件目の平成22年度諮問第2号「電子データによる個人住民税の給与所得に係る特別徴収税額通知」について、実施機関から御説明いただきたいと思います。

[実施機関（市民税課）による説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました内容につきまして、何か質問等があればお願いいたします。

D委員 通信回線による電子計算組織の結合について根拠法令がないということですが、公的年金の場合は根拠法があるのですか。

実施機関 公的年金の特別徴収税額通知のデータ授受につきましても、根拠法令はありません。

E委員 根拠法令等について、今回の諮問内容を認める直接の根拠はなく、2年前に諮問した公的年金の特別徴収税額通知についても同様に根拠がないということですね。

実施機関 そうです。

E委員 そうすると、これは徴収者の裁量に任されているのですか。

実施機関 はい。なお、実態としては、電子データで給与支払報告書を提出した事業所に対して、他の市町村もほぼ例外なく、電子データで税額通知を送ってい

るという状況でございます。

E 委員 総括すると、公的年金の場合は、地方税法施行規則において総務大臣が指定した法人を通じて行う旨の規定があり、今回の給与所得の場合も、公的年金の場合のような規定はないが、公的年金の際に行った仕組みと同様に地方電子化協議会を通じて行うと解釈してよろしいのですね。

実施機関 はい。

B 委員 特別徴収義務者の数と今回の仕組みを利用するものとして想定される割合は、大体どのぐらいと予測しているのですか。

実施機関 特別徴収義務者の数は資料が手元にないので答えかねますが、特別徴収を既に実施している事業所のうち今回の仕組みを利用するところは、ほんの一部になると思います。

B 委員 ほんの一部とは、全体のどれぐらいと想定しているのですか。

実施機関 本市には、特別徴収を行っている事業所が約1万2,000社ございます。特別徴収を行っている事業所のうち今回の仕組みを利用しているところについて、昨年の全国平均は、約8%です。昨年で約8%ですから、今年は1割程度になっているのかなと思います。

C 委員 単純な質問ですが、公的年金は、100%特別徴収なのですか。

実施機関 公的年金は60歳から支給されますが、公的年金の特別徴収は65歳以上が対象です。これは、途中で税額や住所が変わった場合、一旦直接納める形になってしまうのですが、基本的に100%です。

C 委員 そうすると、給与所得の特別徴収税額通知を利用している事業所は現在約8%ということですが、今後増えたとしても、それは事務が煩雑になるというよりも、もっと効率的になると理解してよろしいのですか。

実施機関 はい。

会 長 御説明いただいたような事業所数などのデータについては、資料に記載するかどうかは別にして、あらかじめ説明していただいたほうが具体的なイメージがつけられると思います。

実施機関 はい。

会 長 これで質疑を終わりにいたします。

[実施機関（市民税課）退室]

会 長 それでは、3件目の「JR雀宮駅東西口エレベーターに設置する監視カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から御説明いただきたいと思
います。

 〔実施機関（雀宮駅東口周辺整備室及び道路維持課）による説明〕

会 長 ありがとうございます。

 それでは、御説明いただいた中身につきまして質問等ございますか。

E委員 2点あります。

 「監視カメラ」という説明でしたが、別紙2では「防犯カメラ」と記載さ
れています。これは、「監視カメラ」に統一したほうがよいのかなと思うの
ですが、どうして「防犯カメラ」になっているのか、それが1点目です。

 もう1点、データの保存期間が10日間ということで、宇都宮駅にも同様の
監視カメラが既にあるので、宇都宮駅の監視カメラのデータも10日間で
消去しているのだらうと思います。今回のような個人情報の収集は、本人が
全然知らないうちに自分の画像が撮られているというものなので、市がどの
ような個人情報をどのように取り扱っているのかについて、市民に明らかに
しなくてはいけないということになっていると思います。10日間でデータを
消去するというのも、どこかで市民に明らかにしているのだらうと思っ
ているのですが、この点について確認したいと思います。

実施機関 まず、1点目の「監視カメラ」と「防犯カメラ」という用語について、今
回設置するカメラは監視カメラですので、別紙2の表現は、「監視カメラ」
に修正させていただきたいと思ます。

 2点目の10日間でデータを消去することについては、市民に事前に知ら
せることはしておりません。エレベーターの中に「監視カメラ作動中」とい
う表示をしておりますが、データの保存期間が10日間ということは、その
中でも表示していないという状況です。

事務局 事務局からですが、監視カメラの取扱いにつきましては、当審議会です承
いただいた「防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」というものがござ
います。今回の監視カメラもこれにのっとっており、この要領にはデータの
保存期間は14日間以内とする旨を規定しております。この要領は、本市の
ホームページにおいて公表しており、当然ながら情報公開の対象でもござい

ますので、市民は少なくとも14日以内にデータが消去されることが分かることになっております。

E委員 分かりました。

B委員 今回のカメラは、設置した目的が人間の撮影ではなく、機械の監視なので、「監視カメラ」という用語を使っているという趣旨でよろしいですね。

実施機関 そうです。

B委員 それとは別に2点質問があります。

まず、7の宇都宮駅東口のエレベーターに設置されている監視カメラは、以前に当審議会に諮問があつて承認されたものですが、当該監視カメラについて設置後の運用状況などの検証が何かなされているのかというのが1点目の質問です。

それから、宇都宮駅東口のエレベーターが1基廃止されたということについて、何か理由があつて廃止されたのかというのが2点目の質問です。

実施機関 1点目の検証については、これまで実際に誤作動が起こって緊急停止をしたという事例が数回ございました。最近起きた緊急停止の事例では、その原因究明に監視カメラを活用しました。原因は、重い荷物を載せてエレベーターを利用したために、扉に少し衝撃があり、止まってしまったというものでした。そのような原因の確認などに利用している状況でございます。

また、2点目の1基廃止になった理由については、JR宇都宮駅東口の広場の整備に伴いまして、東西自由通路にあった1基を撤去したという状況でございます。

B委員 そうすると、機械自体の誤作動があつたということですが、エレベーターの中で人が倒れたというような状況で役立ったことはなかったということですね。

実施機関 はい。

会長 私も、2の監視カメラの設置目的として、今御説明いただいたような停電、落雷、地震、誤作動による緊急停止等が発生した場合、原因究明に非常に効果的とあるのですが、イメージがあまり湧かなくて、本当に原因究明という点で、カメラがそんなに効果的なのかなと感じてしまったのですが、その点についていかがでしょうか。

実施機関 通常、機械自体の故障は、監視カメラを見なくても分かる部分もあると思いますが、例えばエレベーターに乗った人が無意識に間違えて非常停止ボタンを押してしまった場合には、監視カメラの画像を活用することになります。

会 長 すべての原因究明に効果的というわけではないと思いますが、効果的な場合もあるということですね。

それと、文言でよく分からなかったのが、諮問書の諮問内容に「個人情報の収集の制限の例外」という表現が出てくるのですが、この「例外」と表現は、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

実施機関 「例外」という表現が適切かどうかという点はあるかと思うのですが、個人情報の収集の制限について規定している条例第6条第3項に、ただし書があります。今回の諮問は、このただし書に基づいて行うものであり、このただし書を「例外」と表現しているところです。原則は、本人から収集することなので、ただし書に基づいて審議会の承認を得た上で本人以外から収集することについては、「例外」という表現にさせていただいたということでございます。

会 長 あと、単純な質問ですが、監視カメラの管理責任者は、建設部道路維持課長という御説明がありましたが、エレベーター自体の管理者は、どなたになるのですか。

実施機関 エレベーター自体も同じです。

会 長 エレベーターが管理者から遠方に位置しているとありますが、宇都宮駅の場合も、同様に遠方に管理者がいるという理由からカメラが設置されたと理解してよろしいのですか。

実施機関 「遠方」という表現については、市役所本庁舎の中ではなく、そこから離れている場所ということで御理解いただければと思います。

カメラが設置されている場所が駅前、カメラを管理している道路維持課が市役所本庁舎の中にある部署なので、「遠方」という表現をしています。

C委員 宇都宮駅西口のエレベーターについて、私は、大きな荷物を持っていたりするときなど、よく利用させていただくのですが、監視カメラとしてだけでなく防犯カメラとしても役立っていると思います。

それと、お願いになりますが、エレベーターの中があまりきれいでないの

で、その点の改善についてもお願いできたらと思います。囲いの中というのは少し怖い感じがするのです。だから、中に何か1枚のポスターなどでも張ってあれば、落ち着くのかなと思います。以上です。

実施機関 　ただ今の話にありましたように、防犯上の効果についても、少なからずあるのかなと感じております。

　あと、もっときれいにしてほしいという要望につきましては、管理している部署と話しまして、そのようにしていきたいと思います。

会　長 　参考までに、類似する監視カメラとして宇都宮駅の話がありました。栃木県内でほかに類似する事例はあるのでしょうか。

実施機関 　県内で監視カメラが設置されている駅としては、小山市の小山駅、矢板市の矢板駅と片岡駅、那須塩原市の那須塩原駅と黒磯駅、さくら市の氏家駅、高根沢町の宝積寺駅で、本市以外に7つの駅で設置されています。

　また、乗降客数が5,000人を超える駅につきましては、バリアフリー法においてエレベーターの設置が義務付けられています。ですから、栃木県内の駅の中でも乗降客が少ないところについては、エレベーターの設置が義務付けられてなく、今御説明した駅は、ある程度乗降客数があるか、周辺施設との関係上からエレベーターを設置しているところだと思います。今回の雀宮駅につきましては、乗降客数が6,000人を超えるので、今回エレベーターを設置したという状況でございます。

E委員 　今御説明があった県内で監視カメラが設置されている駅は、いずれも地方公共団体が設置したところなのですか、それともJRが設置したところなのですか。要するに、個人情報の収集に当たり、JRが設置したのか地方公共団体が設置したのかという点で、大きな違いが出てくると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

実施機関 　今回の諮問に係るエレベーターは本市が設置する東西自由通路という通路のエレベーターですが、雀宮駅の中には、JRが設置する別のエレベーターが上り線と下り線に1基ずつ合計2基ございます。そちらのエレベーターについては、JRが監視カメラなどを設置していくものと考えております。

　ほかの市町の駅については、地方公共団体が設置したエレベーターなのかJRが設置したエレベーターなのか、把握しておりません。

会 長 それでは、質疑をこれで終了いたします。

 [実施機関（雀宮駅東口周辺整備室及び道路維持課）退室]

会 長 3件の諮問につきまして、内容を実施機関から御説明いただきました。

 審議は、諮問第1号から順に進めていきたいと思えます。

 諮問第1号の公金出納データの受渡し事務につきましては、電子計算組織の結合ということで御説明がありました。これにつきまして、どのようにお考えでしょうか。御意見をお願いしたいと思えます。

 今さらですが、ここでの審議では、例えばこういうことを行うと莫大な費用がかかるという点ではなく、個人情報取扱いの問題があるかどうかという点だけを審議すればよいということによろしいですね。

事務局 行政の予算の組み方等については、御審議いただくものではございません。

 ここでは、主に個人情報保護という観点から適正かどうか、その点を御審議いただければと思えます。

会 長 あくまでも個人情報保護という観点ということでよろしいわけですね。

事務局 はい。

会 長 諮問第1号につきまして電子化になるわけですが、特に反対の御意見はないということによろしいですか。

 [「異議なし」と言う人あり]

会 長 そうしますと、先ほどの「伝送」という文言を含め、資料の文言や表現が適切かどうかについては、改めて御確認いただきたいと思えます。

E委員 諮問書の趣旨には「通信回線によるデータ伝送」という文言があり、私はこれについてはよいと思うのです。資料でいきなり「データ伝送」という文言を使っているの、これを「通信回線によるデータ伝送」という文言にすれば、何ら問題ないと思うのです。

事務局 これは、明らかにそのように修正したほうがよろしいと思えますので、会長に確認して修正した上で、修正後の文言を用いた答申案を委員の皆様へ郵送させていただきたいと思えます。

会 長 答申については、後で作成することになりますので、今の御意見を参考にさせていただきます。

 それでは、諮問第1号につきましては、行っても差し支えないということ

でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、諮問第2号の電子データによる個人住民税の給与所得に係る特別徴収税額通知についてですが、これも電子化になりますが、いかがでしょうか。特に反対の御意見がないということでもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第2号につきましても、行って差し支えないということで御意見をまとめさせていただきたいと思います。

それでは、諮問第3号の雀宮駅東西口エレベーターに設置する監視カメラについては、いかがでしょうか。

B委員 結論としては承認でよいと思うのですが、無条件で承認という趣旨ではございません。今までカメラを巡っては、当審議会でも様々な議論があったかと思しますので、その趣旨を踏まえて承認という意見を言いたいのです。要するに、今回のカメラの設置目的は、資料にもありますとおり、エレベーターが誤作動したときの原因究明に利用するためであり、これについてはそれなりに合理性があると思うのです。ただ、防犯効果があるかどうかということについては、今までの審議会でもいろいろと議論があったとおり、非常に疑問を感じます。安全運行管理及び適正な機能の保全を主目的とするということであれば、それなりの合理性があるのでよろしいのではないかと思います。

それから、本人の承諾なく撮影をするということについては、本人は必ずそのエレベーターを使わなくてもよいわけで、撮影されたくないのであれば階段で行けばよいのですし、その点からしてもエレベーターに限定するというのであれば、よろしいのではないかと思います。

以上の理由から、結論としては承認ということでもよいと考えております。

会 長 ありがとうございました。

承認するにしても、今御発言いただいたような条件や考え方がありますようでしたら、それも併せてお願いしたいと思います。

B委員 あと、もう1点、今回のようなカメラの諮問は、これからも出てくる可能

性が十分あり得ると思うのですが、その際には、今まで設置したカメラの運用状況や検証結果などを諮問に当たってできる限りきちんと説明していただきたいということを付言させていただきたいと思います。

会 長 特に、今回は既に宇都宮駅で設置されているわけなので、そこでの運用状況を御説明いただいたほうが、審議としても十分なものができるかと思えます。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

それでは、B委員から3点御意見ありましたので、それらを踏まえた上で、設置しても差し支えないという御意見としてまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい、結構です」と言う人あり]

会 長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

御審議ありがとうございました。

それでは、3件の諮問につきまして、すべて承認ということでありましたので、答申につきましては、今の御意見を含めまして、会長一任で作成することによってよろしくお願ひしたいと思ひます。

[「異議ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、答申を作成しましたら、委員の皆様には事務局を通じて送付いたしまして、指定の期日までに内容を御確認いただくということをお願いしたいと思います。

(4) その他

会 長 それでは、そのほかに委員の皆様から何かありますでしょうか。

E委員 参考としてなのですが、監視カメラは、公共機関にかなり設置されているのですか。今、駅のエレベーターの話がありましたが、市役所本庁舎にも入っているのですか。

C委員 何年か前に、たくさん諮問がありましたよね。

事務局 条例が制定された際に当審議会ができ、当初かなりの数の監視カメラを諮問し、承認いただきました。例えば、本庁舎の中でも住民基本台帳の写しを交付する自動交付機などに設置されています。そのようなものについては、すべて承認いただきました。ほかにも、オリオンスクエアや表参道スクエア

など、多数設置されています。

E委員 地区市民センターは、いかがでしょうか。

事務局 地区市民センターは、住民基本台帳の写し等の自動交付機に設置されておりますが、それ以外にはない状況です。

E委員 分かりました。

B委員 すべて承認したわけではないですね。

事務局 はい。第3図書館につくるプレイルームにカメラを設置したいという諮問がございましたが、防犯上の必要性が認められないとか、監視員や警備員を配置することによって解決できるのではないかということで、不承認になりました。

会 長 ありがとうございます。

それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 1点、事務的な話がございます。

本日の審議会の議事録につきましては、後日準備ができ次第、委員の皆様にお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、平成22年度第1回の審議会をこれで終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。